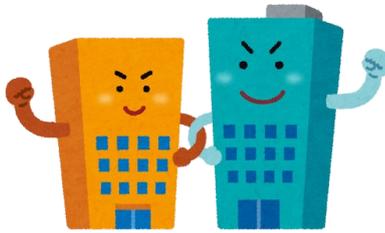


『令和3年度税制改正大綱(5) 株式交付M&Aの繰延べ措置等』

株式対価M&Aを促進するため、法人が会社法の株式交付により株式を譲渡し、買収会社(株式交付親会社)の株式等の交付を受けた場合には、譲渡損益計上を繰り延べられることになる。自社株式に併せて金銭等を交付する「混合対価」を一定程度認め、期限の定めをなくす。混合対価につき、譲渡損益の繰延べは、対価として交付を受けた資産の価額のうち買収会社の株式の価額が80%以上である場合に限ることとし、買収会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には買収会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上が繰り延べられる。外国法人への適用の際は、PEで管理する株式に対応して交付を受けた部分に限られる。一方、事業再構築を促す措置として、特例対象欠損金額(令和2年4



月1日～令和3年4月1日の期間内の日を含む事業年度で生じた青色欠損金額)のある法人が産業競争力強化法の事業適応計画(仮)の認定を受けた場合には、その欠損金額を最大5年間、欠損金の繰越控除前の所得の金額の範囲内で損金算入できることとなった。ただしその所得の金額の50%を超える部分については、累積投資残額(当該投資の額から本特例により欠損金繰越控除前の所得の50%を超えて損金算入した欠損金額を控除した額)に達する金額が限度となる。

『マイナポータル連携で確定申告 2年分から開始—財務省が広報』

財務省は広報誌「ファイナンス」2月号で「令和2年分からスタート マイナポータル連携で確定申告を簡便化」を特集。マイナンバーカードの取得からマイナポータル連携までの手順を図版入りで紹介、早期の実施を促した。2年分の所得税の確定申告手続きから、マイナポータルを活用して控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各控除等への自動入力が可能となった(マイナポータル連携)。取得したデータは、申告書の所定の項目に自動入力されるので、手続きが簡便化される。控除証明書等の管理・保管も不要になる。これまでは控除証明書等を書面で収集・管理して提出、控除証明書等を1件ずつ確認しながら申告書に記入または入力する必要もあった。手順はマイナンバーカードを取得→マイナポータルの開設・もっとながる設定→保険会社等と民間送達サービスの連携設定→確定申告特集を検索→確定申告書を作成—の順。2年分から自動入力される情報は住宅ローン関係、株式等の取引関係、生命保険控除証明に限られるが、順次拡大していく予定。これまではスマートフォンのタブレット端末からマイナンバーカードを利用してのe-Tax送信はできなかったが、今後はスマホを使つてのe-Tax送信も可能となる。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com